平成２８年（フ）第１１６８号
札幌市中央区北５条西19丁目24番地４　エステラ北５条館805号
債務者　入江　成人
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１７５号
札幌市豊平区平岸５条７丁目７番30―102号
債務者　佐藤　慈修
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１８１号
札幌市手稲区前田７条14丁目１番18号　コーポたちばな12号
債務者　津田　慎也
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５４号
平成28年１月２日までの住所神奈川県相模原市南区大野台５丁目25番19号、現在の住所岩手県以下秘匿
債務者　青柳　真央（旧姓菊田）（昭和54年５月６日生）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１４３号
群馬県藤岡市藤岡1711番地12
債務者　新井　　恵
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第３０２号
埼玉県入間市豊岡１丁目８番　２―416号
田中方
債務者　山河　正明
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３６号
新潟県胎内市半山95番地７　メリーローズ半山Ｂ―ラベンダー
債務者　浮須　礼子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第３７号
新潟県新発田市西園町１丁目12番15号、前住所新潟市中央区京王３丁目６番23号　プラナス京王Ｂ棟203号
債務者　金澤亜希子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２０１号
静岡県三島市芝本町５番５号　小出ビル301、前住所静岡県三島市南二日町23番51号
債務者　渡邉　拓馬
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３２号
京都府京丹後市丹後町間人2527番地
債務者　小森　和實
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第４０号
京都府京丹後市網野町高橋515番地
債務者　金井　育子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２８年（フ）第４７９号
堺市東区白鷺町１丁25番17―302号
債務者　村田　　晃
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
函館市桔梗５丁目14番11号
債務者　菅原　岳嗣
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１６９８号
大阪市東成区玉津２丁目10番22号　ロイヤルハイツ宏和　Ｃ―６号
債務者　矢口　　薫
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３２９号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番65―620号
債務者　宮崎　磨弓（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２３４８号
大阪市都島区都島北通２丁目15番１号　山西ハイツ　301号
債務者　吉田　和美
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４０８号
大阪市住吉区殿辻１丁目２番26号シーズコート住吉　202号
債務者　公文　晴美（旧姓岩﨑）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部